

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日付けで専決処分するものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正します。 <第26条関係>

(1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を26万5千円（現行：26万円）に引き上げることとします。

(2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を48万円（現行：47万円）に引き上げることとします。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得()
現 行	5割：33万円 + 26万円 × 被保険者数	～ 111万円
	2割：33万円 + 47万円 × 被保険者数	～ 174万円
改 正 後	5割：33万円 + <u>26万5千円</u> × 被保険者数	～ 112万5千円
	2割：33万円 + <u>48万円</u> × 被保険者数	～ 177万円

3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成28年4月1日とし、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第20号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「26万円」を「26万5千円」に、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。